

議案第 33 号

行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例の制定について

行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

行政組織変更に伴う関係条例を整理する条例

(伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条中「商工労働観光課」を「商工労働課」に改める。

(伊賀市行財政改革推進委員会条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市行財政改革推進委員会条例(平成 19 年伊賀市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務部総務課」を「市政再生室」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。